

重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護)

(令和6年6月現在)

〈介護予防〉訪問看護サービスの提供開始に当たり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人椎原会
事業者の所在地	鹿児島県南さつま市加世田地頭所570番地
代表者名	理事長 中川原 三和子
電話番号	0993-52-2367

2. 事業所の概要

事業所の名称	有馬病院
事業所の所在地	鹿児島県南さつま市加世田地頭所 570 番地
電話番号	0993-52-2367
指定事業所番号	4614010132
管理者	院長 松本 正隆
サービスの提供地域	南さつま市、南九州市、枕崎市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が〈介護予防〉訪問看護の必要を認めた者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供します。この事業は、在宅療養中の家族と共に療養計画をたて、介護に必要な看護・介護技術を指導すると共に、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援することを目的とします。
運営の方針	〈介護予防〉訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。また、事業者は運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議します。

4. 営業日時

営業日	年中無休。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。 ※ 緊急時は時間を問わず訪問します。

5. 職員体制

管理者	医師 1 名
看護師	1 名以上

6. サービスの提供

- (1) <介護予防>訪問看護の開始に際しては主治医から訪問看護指示書を貰います。
- (2) 利用者の希望および生活状況を踏まえ、主治医の指示やケアプランに基づき、利用日時や看護・リハビリの内容を相談の上決定します。
- (3) <介護予防>訪問看護実施後は、実施内容等の記録を残します。必要に応じ説明しますが、ご不明な点は、遠慮なくお尋ね下さい。
- (4) 指示書を発行した主治医に対し、<介護予防>訪問看護計画書及び報告書を提出します。
- (5) <介護予防>訪問看護を提供するに当たっては、介護保険関連情報(LIFE)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。
- (6) 主治医や介護支援専門員、関係医療機関等と相互に連携します。
- (7) 居宅介護サービス計画を作成した介護支援専門員へ、看護計画及び評価を報告します。
- (8) 看取り期には、本人と家族との十分な話し合いや他の介護関係者との連携を行い、本人の意思決定を基本に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿って行います。
- (9) 訪問看護の内容は次のとおりです。
 - ① 病状・全身状態の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持援助
 - ③ 栄養および排泄等日常生活の援助
 - ④ 褥瘡の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症状に対する生活・精神援助
 - ⑧ 療養生活や介護方法の相談・助言
 - ⑨ 内服薬の管理
 - ⑩ カテーテル等の管理
 - ⑪ その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理(在宅酸素・人工呼吸器)

7.利用料金

I) 介護保険適用分

＜介護予防＞訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に基づいて利用料をお支払いいただきます。

但し、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

【基本部分】

項 目			単 位
要支援	看護師による訪問	所要時間 20 分未満	256
		30 分未満	382
		30 分以上 60 分未満	553
		60 分以上 90 分未満	814
要介護	看護師による訪問	所要時間 20 分未満	266
		30 分未満	399
		30 分以上 60 分未満	574
		60 分以上 90 分未満	844

※ 早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)は、上記の 25%、深夜(22:00～6:00)は 50%の加算

【加算】

項 目		単 位
サービス提供体制強化加算（1回につき）		6
介護予防 看護体制強化加算（1月につき）		100
看護体制強化加算Ⅰ（1月につき）		550
看護体制強化加算Ⅱ（1月につき）		200
緊急時訪問看護加算Ⅰ（1月につき）		325
緊急時訪問看護加算Ⅱ（1月につき）		315
特別管理加算（1月につき）	重症度の高い場合	500
	上記以外	250
初回加算Ⅰ（1月につき）		350
初回加算Ⅱ（1月につき）		300
退院時共同指導加算（1回につき）		600
看護・介護職員連携強化加算（1回につき）		250
複数名訪問看護加算	（Ⅰ）複数の看護師等 30 分未満（1回につき）	254
	（Ⅱ）複数の看護師等 30 分以上（1回につき）	402
	（Ⅱ）看護師と看護補助者 30 分未満（1回につき）	201
	（Ⅱ）看護師と看護補助者 30 分以上（1回につき）	317

項 目		単 位
長時間訪問看護加算（1回につき）		300
ターミナルケア加算（当該月に1回）		2,500
中山間地域等における小規模事業所加算（1回につき） （要支援1、2の場合は月5回以下）		所定単位数の10%

Ⅱ）医療保険適用分

【基本療養費】

項 目		料 金	1割負担の場合
在宅患者訪問看護指導料	週3日まで	5,800 円	580 円
	週4日まで	6,800 円	680 円
在宅患者訪問看護指導料 （同一建物移住者）同一日に2人	週3日まで	5,800 円	580 円
	週4日まで	6,800 円	680 円
基本療養費Ⅲ（外泊時）		8,500 円	850 円

【加算】

項 目				料 金	1割負担の場合
難病等複数回訪問看護加算		1日に2回訪問	2人以下	4,500 円	450 円
			3人以上	4,000 円	400 円
		1日に3回以上訪問	2人以下	8,000 円	800 円
			3人以上	7,200 円	720 円
複数名訪問看護加算	看護師等と同行		2人以下	4,500 円	450 円
			3人以上	4,000 円	400 円
	准看護師と同行		2人以下	3,800 円	380 円
			3人以上	3,400 円	340 円
	管理を必要とする利用者		2人以下	3,000 円	300 円
			3人以上	2,700 円	270 円
	看護補助者 と同行	1日に1回	2人以下	3,000 円	300 円
			3人以上	2,700 円	270 円
	特別な管理 を必要とす る利用者等	1日に2回	2人以下	6,000 円	600 円
			3人以上	5,400 円	540 円
		1日に3回	2人以下	10,000 円	1,000 円
			3人以上	9,000 円	900 円
長時間訪問看護加算				5,200 円	520 円

項 目		料 金	1割負担の場合
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円	265 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円
夜間・早朝訪問看護加算	6:00～8:00 18:00～22:00	2,100 円	210 円
深夜訪問看護加算	22:00～6:00	4,200 円	420 円
乳幼児加算		1,500 円	150 円
在宅移行管理加算（1月につき）	重症度の高い場合	5,000 円	500 円
	上記以外	2,500 円	250 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円
訪問看護指導体制充実加算		1,500 円	150 円
24 時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合）		6,800 円	680 円
24 時間対応体制加算（上記以外の場合）		6,520 円	652 円
訪問看護	看取り介護加算等を算定していない場合	25,000 円	2,500 円
ターミナルケア加算	上記以外	10,000 円	1,000 円

【保険外適用】

項 目		料 金
営業時間で2時間を越える訪問看護料（30分あたり）		1,000 円
休日・営業時間外の訪問看護料（30分あたり）		1,000 円
ガーゼ等の衛生材料や紙オムツ代等		実 費
交通費（医療保険での訪問看護）		
（当事業所からご自宅までの片道距離）	5 km未満	100 円
	5 km以上から 10 km未満	200 円
	10 km以上から 15 km未満	300 円
	15 km以上から 20 km未満	400 円
	20 km以上から 25 km未満	500 円
	25 km以上から 30 km未満	600 円
	※以下、5kmを越すごとに 100 円を加算いたします。	

※ お客さまの住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、お客さまのご負担になります。

8.キャンセル料

サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。

当日のキャンセルは、利用料自己負担分の100%のキャンセル料をいただきますので、ご了承ください。ただし、病状の急変や入院等の場合は、キャンセル料は不要です。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 被保険者証等の確認

初回訪問時、毎月1回および変更時に被保険者証等の確認または複写をさせていただきます。

(2) 定められた業務以外の禁止

利用者は「6. サービスの提供」で示した(8)①～⑩のサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(3) 職員の変更

事業所の都合により、〈介護予防〉訪問看護職員を交替することがあります。

看護職員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮させていただきます。

(4) 駐車場の使用

〈介護予防〉訪問看護は自家用車でご自宅に伺い、サービスを提供させていただきますので、ご自宅 付近に駐車スペースを確保していただくことをお願い致します。

(5) 必要物品の準備

利用者は、〈介護予防〉訪問看護の実施のために必要な衛生材料、物品等の準備をお願いします。

看護職員は、業務に必要な衛生材料や物品等に関する情報を提供します。

(6) ペットについて

〈介護予防〉訪問看護サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ゲージに入れるなど、サービス提供に支障が出ないようご配慮願います。ペットが備品等の破損や看護職員へ危害を加えた場合は、その損害を賠償していただく場合があります。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 有馬病院が定期的開催する虐待の防止のための対策を検討する委員会に参加し、その結果について、看護職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 看護職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

11. ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- ③ ハラスメントが起こった場合、正確な事実確認を行なうとともに要因分析を行ないます。
- ④ 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的実施します。
- ⑤ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- ⑥ 事業所内で対応できることには限界があるため、市町村、地域包括支援センターとの連携に努めます。

12. 事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、ご家族や主治医、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対する〈介護予防〉訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行ないます。損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しております。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の〈介護予防〉訪問看護に関するご相談・苦情及び提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は管理者までお申し出ください。

お客さま相談・苦情担当 徳田ひで子 連絡先 0993(52)2367 (受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分)

- (2) 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ないます。
- (3) 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
- (4) 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ないます。
- (5) 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。
- (6) 当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

南さつま市役所 介護支援課 介護給付係	0993-76-1527
南九州市役所 長寿介護課 介護保険係	0993-56-1111
枕崎市役所 福祉課 高齢者介護保険係	0993-76-1195
鹿児島県庁 くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室	099-286-2687
鹿児島県南薩地域振興局 地域保健福祉課	0993-53-8001
鹿児島県国民健康保険団体連合会	099-213-5122

14. 第三者評価の実施状況：未実施

15. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人椎原会
代表者	理事長 中川原三和子 院長 松本 正隆
所在地	鹿児島県南さつま市加世田地頭所 570 番地 Tel 0993-52-2367
事業内容	有馬病院 一般病棟 46 床、地域包括ケア病棟 33 床 診療科目 内科、消化器内科、脳神経内科、外科、消化器外科、小児外科、整形外科、リハビリテーション科、ペインクリニック内科、婦人科、麻酔科
	介護保険事業 <介護予防>通所リハビリテーション <介護予防>居宅療養管理指導 <介護予防>訪問看護 居宅介護支援事業所
関連施設	社会福祉法人 椎原寿恵会 障害者支援施設かせだフレンドホーム ケアハウスかせだ デイサービス 遊逢（認知症対応型デイサービス） 結処おむすび（認知症対応型デイサービス） ほほえみホームヘルパーステーション グループホーム金峰やすらぎ館 デイサービス金峰やすらぎ館 グループホーム椎原館 グループホーム有馬館 住宅型有料老人ホーム クオーレかせだ 有料老人ホーム セレーノ デイサービス 有馬 相談支援事業所 彩 まごころ居宅介護支援センター まごころ介護医療連携センター